

## 令和8年1月農業委員会議事録

開催日時：令和8年1月13日（火）午前9時00分

開催場所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、  
榮恵、福永哲夫、齊藤進、松本誠一、  
松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、  
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、宮岡久美子、前田萌香

1. 開会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、吉田三十志委員、藤瀬信行委員を指名する。

4. 議事

- (1) 報告第19号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第20号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第21号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第38号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第39号 農用地利用集積等促進計画（売買）について
- (6) 議案第40号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

5. その他

6. 閉会

## ○報告第 19 号 農地法第 18 条の合意解約について

(議 長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第 19 号農地法第 18 条の規定による通知が 6 件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 1 ページになります。報告第 19 号農地法第 18 条第 6 項による届出を 6 件ご報告いたします。

届出番号 1 番です。所在は下仲間地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 2 ページになります。届出番号 2 番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 3 ページになります。届出番号 3 番です。所在は下仲間地区。農振農用地の田が 6 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 4 ページになります。届出番号 4 番です。所在は下仲間地区。農振農用地の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 5 ページになります。届出番号 5 番です。所在は下仲間地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は6ページになります。届出番号6番です。所在は下仲間地区。農振農用地の田が2筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました案件は、合意による解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第20号 農地法第3条の届出について

(議長) 続きまして、報告第20号農地法第3条の規定による届出が1件ございます。  
事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は7ページになります。報告第20号農地法第3条の規定による届出を1件ご報告いたします。

届出番号1番です。所在は下六嘉及び井寺地区。地目については田が3筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました1件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

#### ○報告第21号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第21号農地法第5条の規定による届出が1件ございます。  
事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は8ページになります。届出番号1番です。所在は北甘木地区。農振地域外の畠が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。転用事由につきましては事業用用地となっております。9ページに位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明のありました1件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告で終わらせていただきます。

#### ○議案第38号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請が4件ございます。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は10ページになります。申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載のとおりです。11ページに申請地の位置図、12ページに現地の写真を載せております。13ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目でNOと判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(議長) 続きまして、申請番号2番になりますが、松永委員の案件になりますので、松永委員の退席をお願いします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は14ページになります。申請番号2番です。無償による所有権移転の案件です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては贈与による所有権の移転となっております。15ページに

申請地の位置図、16 ページに現地の写真を載せております。17 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目で NO と判断されていますので、問題ないと思われます。  
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(議長) 続きまして、申請番号 3 番になりますが、松永委員の案件になりますので、引き続き、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 18 ページになります。申請番号 3 番です。無償による所有権移転の案件です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 2 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては贈与による所有権の移転となっております。19 ページに申請地の位置図、20 ページに現地の写真を載せております。21 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目で NO と判断されていますので、問題ないと思われます。  
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(議 長) 松永委員の入室を許可します。

松永委員の案件については承認されましたので、報告しておきます。

(議 長) 続きまして、申請番号4番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は22ページになります。申請番号4番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上六嘉地区。農振地域内農用地区域外の畠が1筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載のとおりです。23ページに申請地の位置図、24ページに現地の写真を載せております。25ページをご覧ください。検討事項になります。

地元農業委員の調査確認書により、全ての項目でNOと判断されていますので、問題ないと思われます。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議 長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

## ○議案第39号 農用地利用集積等促進計画(売買)について

(議 長) 続きまして、議案第39号農用地利用集積等促進計画(売買)の承認申請が1件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は26ページになります。議案第39号農用地利用集積等促進計画(売買)の承認申請が1件ございます。申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。27ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。

#### ○議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議長) 続きまして、議案第 40 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 101 件ございます。

全ての案件につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。  
それでは事務局から説明をお願いします。

（事務局） はい。資料は 28 ページになります。議案第 40 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 101 件ございます。本件は、件数 101 件、筆数 2,440 筆と、量が膨大なため、別紙を作成しております。なお、件数は、受け人、権利種別、渡し人の契約期間ごとに付番されているため、101 件となっております。

それでは、別紙をご覧ください。別紙における筆の記載は、申請番号順となっております。また、受け人欄の一般社団法人の名称を一部省略しておりますので、正式名称については、参考資料をご参照ください。

左から、申請番号、所在、筆数、合計面積、権利種別、渡し人の契約期間の順に記載しております。また、いずれも契約の始期は令和 8 年 3 月 1 日、転貸人は熊本県農業公社となります。位置図は、今回は省略させていただいております。なお、筆ごとの面積、対価等については、別紙をご参照ください。  
簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、承認・可決といたします。

本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。  
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は2月10日、火曜日の9時予定です。  
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和8年1月13日

会長 下田 司

委員 吉田 三十志

委員 藤瀬 信行